

(様式1-3)

## 共同体協定書

(目的)

第1条 当共同体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

2 諫早市発注に係る令和5年度「いさはやエコフェスタ」実施業務（以下、単に「業務」という。）

(名称)

第2条 当共同体は、 共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、業務の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

構成員の住所及び名称

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、当共同体を代表して、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(共同体の構成)

第8条 各構成員が担当する業務は、次のとおりとする。

(権利義務の制限)

第9条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、業務途中において、前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第11条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、前条第2項を準用するものとする。

(取引金融機関)

第12条 当共同体の取引金融機関は、  
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員の協議により定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

㊟

㊟

※構成員の数に応じて加筆・修正ください。